

沖縄に係る関税制度上の特例措置

令和 3 年 1 1 月 2 9 日
関税・外国為替等審議会
関内税分科会
経済産業省

1. 期限後の沖縄振興特別措置法の検討の経緯

◆沖縄の特殊事情

- ・**歴史的事情** 先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀(27年間)に及ぶ米軍の占領・統治。
- ・**地理的事情** 本土から遠隔。広大な海域(東西1,000km、南北400km)に多数(約160)の離島。
- ・**社会的事情** 国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済。など

◆国の責務としての沖縄振興

○沖縄振興特別措置法

(全会一致の特別立法)

○沖縄振興基本方針

(内閣総理大臣が策定)

○沖縄振興計画

(沖縄振興基本方針に基づき、
沖縄県知事が策定)

・必置の特命担当大臣

・内閣府沖縄担当部局

(政策統括官、沖縄振興局)

・国の総合的な出先機関

(沖縄総合事務局)

・全閣僚等から成る協議の場

(沖縄政策協議会)

・国会における特別委員会

(沖縄及び北方問題に関する特別委員会) など

・沖縄振興予算の内閣府への一括計上

・沖縄独自の一括交付金制度

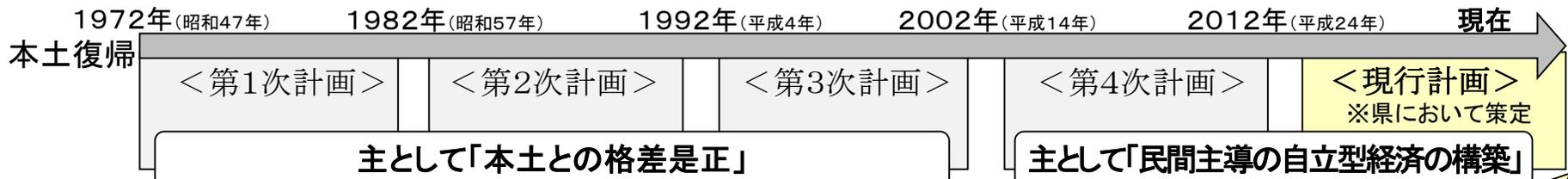
・他に例を見ない高率補助(9/10等)

・各種特区制度、優遇税制

・沖縄振興開発金融公庫

など

◆沖縄振興計画による振興策



内閣府沖縄担当部局予算額(累計): 13.5兆円(令和3年度まで)

現行法の期限は2022年(令和4年)3月

- ▶ 昭和47(1972)年の**沖縄の本土復帰時に制定された「沖縄振興開発特別措置法」**を起源とする**地域振興法**(10年の時限立法を改正・延長し、現在は第5次に相当)
- ▶ **平成14(2002)年の改正**では、**法目的を「本土との格差是正」**(社会資本整備等による基礎条件の改善)から、**「民間主導の自立型経済の構築」に変更**
- ▶ **平成24(2012)年の改正**では、沖縄県の主体性を尊重する観点から、**沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更**するとともに、いわゆる**一括交付金制度等を創設**

総論

第1章 総則

- **沖縄の置かれた特殊な諸事情**※1に鑑み、**沖縄の自主性を尊重しつつ**その総合的かつ計画的な振興を図り、もって**沖縄の自立的発展に資する**とともに、**沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与**することが目的

※1	歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及び米軍の占領・統治
	地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数(約160)の離島
	社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済 等

第2章 沖縄振興計画等 / 第9章 沖縄振興審議会

- **国(内閣総理大臣)**は、沖縄振興の意義や方向、基本的事項を定めた**「沖縄振興基本方針」**を策定(総理決定)
- **沖縄県(知事)**は、**基本方針に基づき**、各分野の振興に関する事項等を定めた**「沖縄振興計画」**を策定
- 沖縄振興に関する重要事項(新たな沖縄振興の在り方等)等を審議するため、**内閣府に「沖縄振興審議会」**を設置

各論

第3章 産業の振興

- ① 観光の振興
 - ▶ 観光地形成促進地域
 - ▶ **沖縄型特定免税店制度**
 - ▶ 航空機燃料税の軽減措置
- ② 情報通信産業振興地域及び特別地区
- ③ 産業高度化・事業革新促進地域
- ④ **国際物流拠点産業集積地域**
- ⑤ 経済金融活性化特別地区
- ⑥ 農林水産業の振興に関する努力義務規定
- ⑦ 電気の安定的かつ適正な供給の確保
- ⑧ 中小企業経営革新制度の特例
- ⑨ 沖縄振興開発金融公庫の業務特例(新事業に必要な出資)

第4章 雇用の促進等

- ① 失業者求職手帳制度等
- ② 人材の育成等に関する努力義務規定

第5章 文化の振興等

- ① 地域文化の振興に関する配慮規定
- ② 良好な景観の形成、自然環境の保全及び再生に関する努力義務規定
- ③ 子育ての支援に関する配慮規定、障害を有する青少年等に対する援助に関する努力義務規定
- ④ 科学技術の振興に関する努力義務規定
- ⑤ 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定

第6～8章 均衡ある発展、基盤の整備等

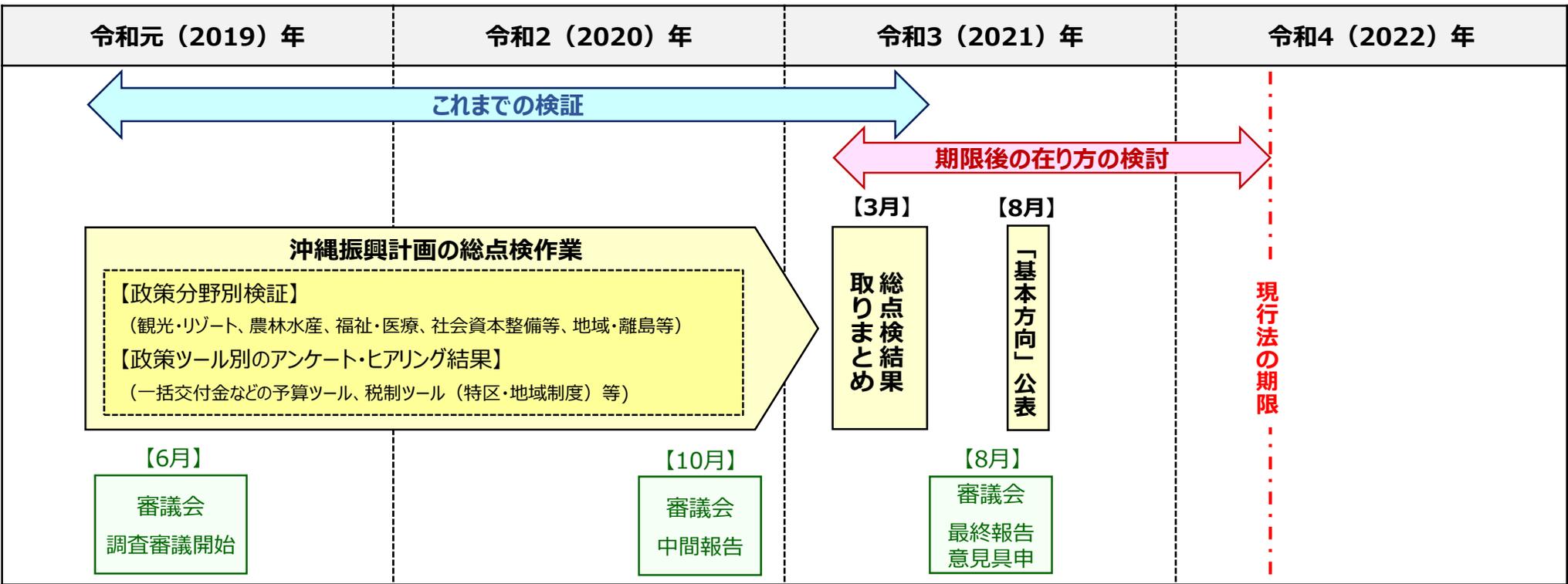
- ① 無医地区等における医療の確保等に関する配慮規定
- ② 離島地域の福祉・教育に関する配慮規定、離島の旅館業への税制優遇措置
- ③ 交通の確保等に関する配慮規定(新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方の調査・検討等)
- ④ 情報流通の円滑化・通信体系の充実に関する配慮規定
- ⑤ 公共事業に係る高率補助等の特例措置
- ⑥ 沖縄振興交付金(使途の自由度の高い一括交付金)

附則

- 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定

- 現行の沖縄振興特別措置法及び同法に基づく沖縄振興計画は、令和4年3月末に期限を迎える
- 沖縄振興審議会の下に置かれた総合部会専門委員会で、これまでの沖縄振興の取組について調査審議し、「**中間報告**」を取りまとめ（令和2年10月）
 - 内閣府において、県及び県内市町村の協力も得ながら、これまでの沖縄振興の成果や課題、有効性等を検証し、「**沖縄振興計画総点検結果**」を取りまとめ（令和3年3月）
 - 沖縄振興審議会総合部会専門委員会で、期限後の沖縄振興の在り方について調査審議し、「**最終報告**」を取りまとめこれを踏まえ、沖縄振興審議会です今後の沖縄の振興に関し「**意見具申**」を取りまとめ、沖縄担当大臣に報告（令和3年8月）
 - 総点検結果や意見具申等を踏まえ、**令和3年8月に「新たな沖縄振興策の検討の基本方向(内閣府案)」を取りまとめ**今後、**法制・税制・財政の各措置について関係各方面との協議や検討**を進めつつ、**令和4年の通常国会への法案提出**を予定

これまでの取組及び今後のスケジュール（想定）



2. 沖縄における関税の特例措置に関する要望内容

- ①沖縄の特定免税店制度の延長等
- ②沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等

措置の概要

- 目的：本土から遠隔地にある沖縄の観光客を安定的に確保するため、ショッピングを沖縄観光の魅力の一つとする。
- 免税措置：沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す輸入品について関税を免除（購入限度額：20万円）
- 購入者：沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客
- 購入場所：①空港内旅客ターミナル施設（DFS那覇空港免税店（JAL及びANA側に1箇所ずつ））
②観光地形成促進地域内の特定販売施設（Tギャラリー沖縄（那覇市おもろまち））
- 引渡し場所：空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設

<免税品の引渡しまでの流れ>



現状と課題

- ・入域国内観光客数は令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響を受け大きく減少。観光産業はコロナ等社会経済情勢の変化による影響を受けやすく、常に沖縄の魅力向上への取組が求められる。
- ・新型コロナ以前、沖縄への国内観光客数は順調に増加した一方、一人当たり観光消費額は横ばい。
- ・Eコマースへの対応が不十分（購入は店舗のみ）

令和4年度税制改正要望概要（案）

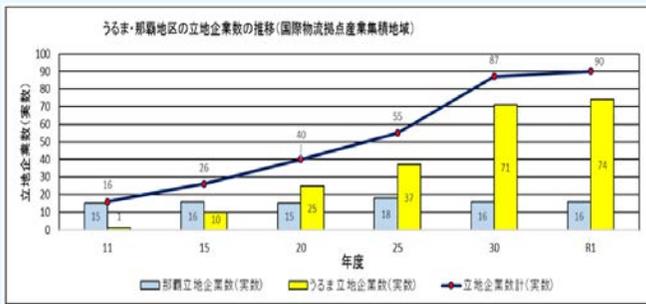
- ・現行措置を延長（2年）
- ・オンライン購入を導入（商品は沖縄で受け取り）

目指す姿

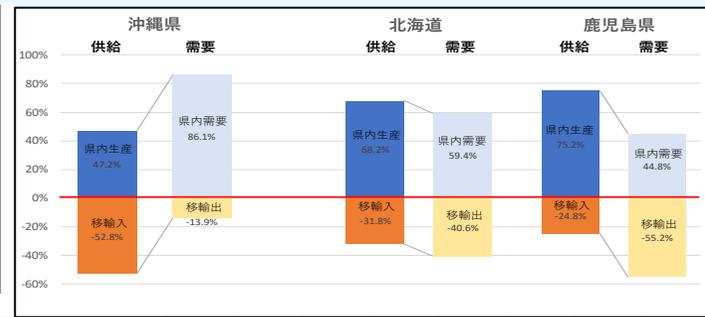
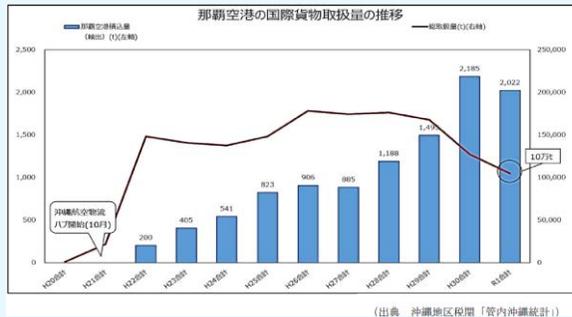
- ・沖縄観光におけるショッピングの魅力を維持
- ・一人当たり観光消費額の向上
〔※免税店利用者の一人当たり観光消費額は非利用者より高額〕
- ・オンラインによるショッピングの利便性向上

現状と課題

国際物流拠点における立地企業数は**着実に増加**



他方、国際貨物の取扱量が逡減し、移輸入量も移輸出量を上回っているが、那覇空港第2滑走路を始めとする物流インフラ整備が進展してきた状況を活かすため、国際物流拠点産業の一層の集積が必要。



現行の税制

- 対象地域：糸満市、浦添市、宜野湾市、那覇市、豊見城市、うるま・沖縄地区
 - 対象業種
 - ①倉庫業、②特定の無店舗小売業、③特定の機械等修理業、④製造業、⑤航空機整備業、⑥卸売業、⑦特定の不動産賃貸業、⑧道路貨物運送業 ※①～⑤は特別事業認定(所得控除の対象)の対象業種
 - 対象資産
 - 新增設により取得する①建物等又は②機械等(一の生産設備の取得価額の合計が①1000万円超又は②100万円超)
 - 税制優遇措置
 - ・法人税等：所得控除 所得金額：40% (認定事業者のみ)
 - 投資税額控除 機械等：15%
 - 建物等：8%
 - 特別償却 機械等：50%
 - 建物等：25%
- ※一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度(投資税額控除・特別償却共通)
※投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%(4年繰越可)
- ・ **関税：手数料軽減・選択課税(認定事業者のみ)**
 - ・ 地方税：①事業税・不動産取得税・固定資産税の減免(減収補填措置あり)
 - ②事業所税の軽減(那覇市)

令和4年度税制改正要望概要(案)

以下の改正を行った上で3年延長

- ・ **国際物流拠点産業の一層の集積を図り、域外競争力を向上させるため、対象地域を現行のうるま・沖縄地区からうるま市、沖縄市の全域に拡充**
- ・ **対象地域内の新增設事業のうち、県知事から事業認定を受けた事業の用に供する資産を税制措置の対象化**
[事業認定要件のイメージ]
- ・ **従業員給与水準の向上**
- ・ 対象資産に以下を追加
 - ・ **ソフトウェア**

目指す姿

- ・ 沖縄の有利性を活用した国際物流拠点産業の更なる集積
- ・ 集積された国際物流拠点産業による移輸出の増加・域外競争力の向上
- ・ 一人当たり県民所得の向上等

保税地域許可手数料軽減

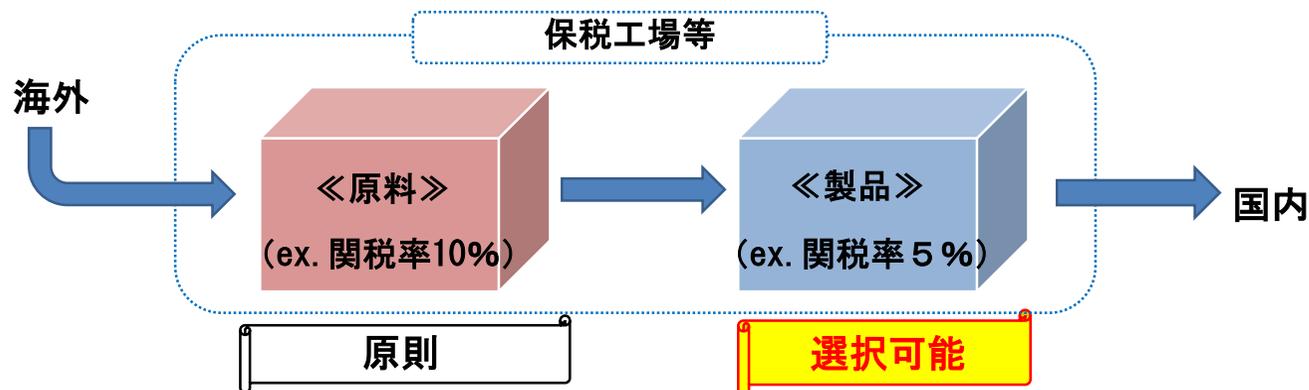
- 税関長は、沖振法第43条の事業認定を受けた事業者に係る国際物流拠点産業集積地域の保税蔵置場等の許可手数料について、2分の1相当額を軽減することができる。

【参考：保税蔵置場の許可手数料（軽減前）】

区分	500m ² 未満	500m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 2,000m ² 未満	2,000m ² 以上 3,500m ² 未満	3,500m ² 以上 7,000m ² 未満	7,000m ² 以上 15,000m ² 未満	15,000m ² 以上 25,000m ² 未満	25,000m ² 以上 35,000m ² 未満	35,000m ² 以上 50,000m ² 未満	50,000m ² 以上 70,000m ² 未満	70,000m ² 以上
金額（月額）	9,500円	12,200円	16,400円	21,800円	27,300円	32,800円	42,100円	54,800円	63,300円	76,000円	88,700円

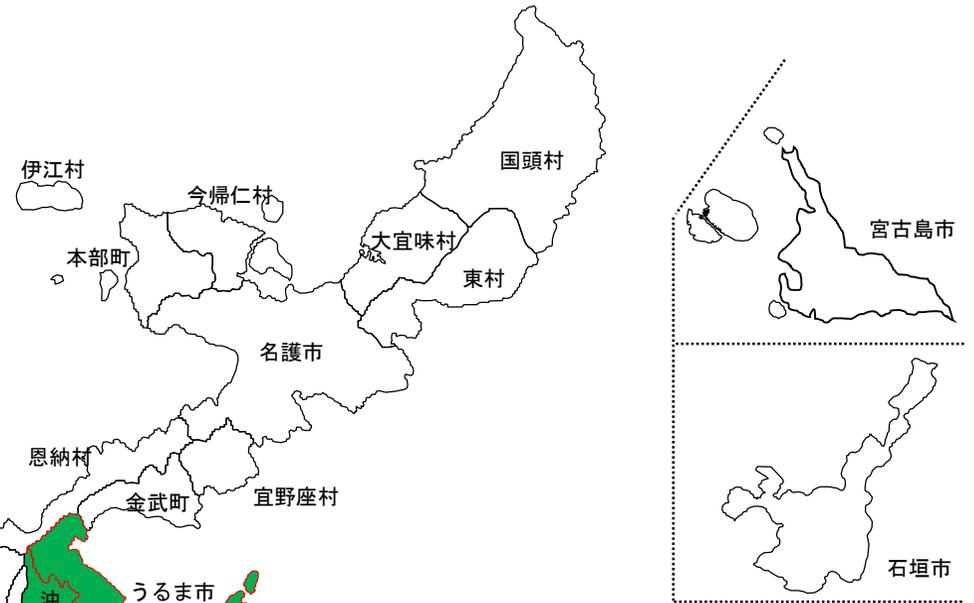
選択課税制度

- 国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度。



対象地域		
旧 (～H26. 6. 17)	新 (H26. 6. 18～)	拡充案 (R4. 4. 1～)
那覇地区	那覇市 浦添市 豊見城市 宜野湾市 糸満市	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区
那覇空港地区		
那覇港地区		
—		
—		
中城湾港新港地区 (旧特自貿)	うるま・沖縄地区 (中城湾港新港地区)	うるま市全域 沖縄市全域

沖縄県知事が作成する「国際物流拠点産業集積計画」のなかで地域の区域が定められる (沖縄振興特別措置法第41条)。



(参考)
旧：那覇地区・那覇空港地区・那覇港地区



※旧3地区の区域(上図青枠内)は、新たに指定された那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区の区域に内包されている。

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区



うるま・沖縄地区 ※下図の赤枠内



※上図の青枠・斜線部分は、旧・中城湾港新港地区(特自貿)の区域

參考資料

- ・ 期限後の沖縄振興について、「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」を内閣府案として公表（8月24日）の上、令和4年度概算要求・税制改正要望を行った。
- ・ 今後、次期通常国会への法案提出に向け、基本方向に沿って法制上及び税制・財政上の措置について検討していく。

基本方向の概要

- | | |
|---|----------------------|
| 1 新たな沖縄振興策の必要性 | 7 北部の振興 |
| 2 新たな沖縄振興の法的枠組み | 8 離島の振興 |
| 3 子供の貧困 | 9 駐留軍用地跡地の利用の推進 |
| 4 教育 | 10 一括交付金 |
| 5 産業の振興
デジタル化、産業人材育成、観光、製造業・
物流産業、情報通信産業、農林水産業等 | 11 金融 |
| 6 社会資本整備 | 12 沖縄科学技術大学院大学（OIST） |
| | 13 その他 |
| | 14 施策の具体化や見直しに当たって |

5 産業の振興

産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。

このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。

また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。

このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。

(1) (略)

(2) 観光の振興

観光は、入域観光客数の堅調な増加等を背景に、沖縄経済の牽引役として重要な役割を果たしてきた。

しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり県内消費額等の伸び悩みも見られる。

このため、沖縄観光の質の向上を図る観点から、観光の高付加価値化などを支援する。

また、沖縄観光の質の向上を図る観点から観光地形成促進地域制度（税制）を見直す（注2）とともに、観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す（注3）などの措置を講ずる。

（注2）対象施設の見直し、高付加価値化・給与水準向上等を認定要件等

（注3）オンラインも対象

(3) (略)

(4) 製造業・物流産業等の振興

沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。

さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。

このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。

また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域（注5）、国際物流拠点産業集積地域（注6）、経済金融活性化特別地区（注7）の各制度（税制）を見直すなどの措置を講ずる。

（注5）対象事業に脱炭素・DX導入に係る事業を追加、給与水準向上等を認定要件等

（注6）対象地域を拡大、給与水準向上等を認定要件等

（注7）税制優遇の対象資産の取得価額の見直し等

(5) (略)

① 沖縄の特定免税店制度関係

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下この条において同じ。）において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、令和四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

- 2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。
- 3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。
- 4 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

② 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置関係

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るもの手数料を含む。）を軽減することができる。

（課税物件の確定に関する特例）

第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例）

- 第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和四年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。
- 2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。